

# 川口市幼保連携型認定こども園設置認可等基準要綱

令和2年3月13日子ども部長決裁

令和3年3月31日一部改正

令和6年3月5日一部改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 設備及び運営（第8条－第20条）
- 第3章 審査基準（第21条）
- 第4章 不動産を借用して設置する場合（第22条）
- 第5章 事前協議、設置認可等（第23条－第26条）
- 第6章 その他（第27条－第31条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号。以下「設備運営基準」という。）その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準その他必要な事項を定めることにより、設置認可、認可内容の変更等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法施行規則 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）をいう。
- (2) 認定こども園 法第2条第6項に規定する施設をいう。
- (3) 幼保連携型認定こども園 法第17条第1項の認可を受けたものをいう。
- (4) 児童福祉施設設備運営基準 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）をいう。
- (5) 保育所 法第39条第1項に規定する施設であって、法第35条第4項に規定する認可を受けたもの又は法第56条の8第3項の規定により設置し

ようとするものをいう。

- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する施設であって、同法第4条第1項の認可を受けたものをいう。
- (7) 家庭的保育事業等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9号から第12号に規定する施設であって、第34条の15第2項の認可を受けたものをいう。
- (8) 小規模保育事業所 家庭的保育事業等のうち、児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設をいう。
- (9) 事業所内保育事業所 家庭的保育事業等のうち、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設をいう。
- (10) 認可外保育施設 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設をいう。
- (11) 保育士 児童福祉法第18条の4に規定する者をいう。
- (12) 幼稚園教諭 幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状を有する者をいう。
- (13) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）第19条第1項第1号に規定する子どもをいう。
- (14) 2号認定子ども 子子法第19条第1項第2号に規定する子どもをいう。
- (15) 3号認定子ども 子子法第19条第1項第3号に規定する子どもをいう。
- (16) 企業主導型保育事業所 子子法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、認可外保育施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって法第6条の3第12項に規定する事業を行うものをいう。

（設置認可の基本方針）

第3条 設置認可にあたっては、「子子法第61条第1項の規定により、本市が定める子ども・子育て支援事業計画」に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数その他多様な教育・保育ニーズに対する需要及び将来の動向などを踏まえ、その必要性を審査するものとする。

（設置主体）

第4条 設置主体は、私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づき設立された学校法人又は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設立された社会福祉法人とする。また、自治体等による指導監査の指摘に対して適正に対応しているなどの優良な運営実績があること（設置者が現に存する幼稚園を設置している者であって幼稚園が幼保連携型認定こども園を新たに設置する場合にあつては法人格を有するものとみなす。以下同じ。）。

2 設置主体は、幼保連携型認定こども園の運営について十分に理解し、地域社会に貢献するように努め園児の利益を最優先すること。

3 市税等に滞納がないこと。

(名称)

第5条 名称については、公序良俗に反しないものであり、市内の認定こども園、幼稚園（公立幼稚園を含む。）、保育所（公立保育所を含む。）、家庭的保育事業等、認可外保育施設及びそれらの運営法人に同一又は紛らわしいものがないこと。

(開園時間)

第6条 開園時間は1日につき連続した11時間以上とし、地域の実情に合わせて設定すること。

(休園日)

第7条 休園日は、日曜、1月2日から3日まで、12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とし、それ以外の日を休園日とすることはできない。ただし、休日保育を行う場合においては市長と協議することにより休園日に開園することができる。なお、行事等により臨時に開園する場合は、協議を不要とする。

## 第2章 設備及び運営

(立地条件等)

第8条 幼保連携型認定こども園を設置すること（幼稚園、保育所等からの移行の場合を含む。）について、設置主体が周辺環境、交通事情等を事前に調査し、周辺住民への説明、調整及び配慮がされ、かつ理解が得られ地域の賛同を得られていることを基本とする。

2 前項の説明、調整及び配慮については、協議前、工事着工前など必要に応じて行い、その都度、市長に書面にて報告を行うこと。また、説明、調整及び配慮については設置主体が責任をもって行うこととする。

3 園児の良好な教育・保育環境の確保ができること。

4 近隣に埼玉県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年条例第47号）において、制限地域、禁止地域又は営業所設置許可地域の定めがある営業を行う営業所等がないこと。ただし、周辺住民の理解を十分理解を得た上で、当該営業所等の運営者、設置者及び所有者等関係者から書面による同意を得て、市長が第1項と同様の配慮及び理解が得られていると認める場合はこの限りではない。なお、当該営業所等の有無については、近隣等に説明及び聞き取りを行うなど、十分に注意を図り調査すること。

5 駐車場及び駐輪場を敷地内、隣接地又は近隣に確保し、路上駐車・駐輪がないようにすること。ただし、駅前等において駐車場及び駐輪場の設置が著しく困難な場所においてはこの限りではないが、周辺住民とトラブルになること

が無いように配慮すること。

- 6 周辺に既存の認定こども園、幼稚園、保育所、学校等がある場合においては、あらかじめ周辺施設に設置について説明を行うとともに、送迎や騒音等で近隣住民等に与える影響が大きいことから各施設と協議しておくこと。なお、その調整等は設置主体が責任をもって行うこと。
- 7 開発行為が伴う場合においては、関係部署と十分に協議を行い許可の見込があること。また、その期間には建築期間を含め余裕のある工期を見込んでいくこと。
- 8 建築審査、消防関係部局等と事前に協議を行い、着工後に図面の修正が生じないようにすること。
- 9 第1項、第2項及び第4項から前項までの項目については設置主体が責任をもって説明等を行うこと。
- 10 前項までの内容に虚偽の報告等があった場合には、認可しないものとする。

(定員等)

第9条 幼保連携型認定こども園の定員は20人以上とし、定員の設定は1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもそれぞれにおいて、歳児ごとの構成が直前の歳児の人数を下回ることがないこと。また、3号認定子どもの2歳児の定員と2号認定子どもの3歳児の定員設定は地域の実情に合わせ同数を超える人数とすること。

- 2 園児の年齢は、年度の初日の前日における満年齢をいいその年度中は変更しない。(満3歳児保育を行う場合においてはこの限りではない。)
- 3 年齢別の園児数は、各年度の保育等の需要に合わせて、条例で定める基準を下回らない範囲内で市長と協議の上、定員を超えて受け入れることができる。ただし、翌年度以降の園児数に留意すること。
- 4 前項の定員を超えて受け入れる場合において、連続する2年間において常に定員の120%以上受け入れている場合には定員を見直すように努めること。
- 5 定員を減少するときは、原則として過去2年間における利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

(建物)

第10条 園舎の建物は、地方交付税法の一部を改正する法律(昭和56年法律第58号)による改正後の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき建築された建物であること。なお、現に幼稚園又は保育所を運営している法人が当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合には、建築基準法改正前に建築

された設備であっても、耐震診断を行いその結果及び幼保連携型認定こども園の運営に支障がないことについて一級建築士の意見書を提出した場合においてはその限りではない。なお、いずれの場合においても建物完成時においては建築基準法に基づく検査済証の交付を受けており、検査済証又はそれに代わる証明書が発行されていることが確認できること。

(設備基準)

第11条 幼保連携型認定こども園の設備は、設備運営基準を満たすとともに、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）その他法令に適合するとともに、採光及び換気等の保健衛生並びに災害、防犯等の安全に配慮したものであり、次の各号に掲げる要件を満たすこと。また、埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年埼玉県条例第11号）に適合するように努めること。

- (1) 設備運営基準に規定する乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）の面積については、内法面積からロッカー、手洗い等保育に利用できない面積を除外した有効面積とする。また、川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号。以下「運営条例」という。）第22条に定める「やむを得ない事情がある場合」を除き、設備運営基準第8条第6項第2号に規定する面積を保育室により確保すること。ただし、同基準附則第3項又は第4項に定める幼保連携型認定こども園の設置に係る特例を受けることができる施設においては、運営条例第22条に定める「やむを得ない事情がある場合」を除き、同号に規定する面積を保育室又は遊戯室により確保すること。なお、移動可能であるものについても保育室内にある場合においては有効面積から除外するものとする（机、椅子、玩具など日常的に使用し、容易に移動できるものについてはこの限りではない。）。
- (2) 保健室については、医薬品等を常備し静養できる機能を有すること。なお、カーテン等で区画できる場合においては保育室等と区分されている職員室等と兼用することができるが、他の園児と接触することがないように十分配慮すること。
- (3) 保育室等には、避難用出入口が園児の避難に有効な位置に各保育室等において2か所2方向に設置されており、避難経路については重複する経路を最小限とすること。また、他の保育室等、職員室、事務室又は調理室等の設備を通路とする経路でないこと。
- (4) 保育室等は1階に設置することを原則とするが、2階以上に設置する場合においては、設備運営基準に規定する要件を満たすほか、園児が通行、出入りできる場所については、転落を防止するための金網、柵などを設け、窓の

開閉については園児が行えないような設備とするように努めること。また、階段の上下には園児の年齢に応じ、1人で昇降しないように容易に開閉できない柵を設けるなど転落防止に十分配慮すること。

- (5) 保育室等ほか園児が使用する場所は、適切な保育環境や避難経路確保のため地上階に置くものとする。
- (6) 保育室等及びその他設備の間は屋外を通ることがないように努めること（建物が増築を行った場合等により棟が分かれている場合には、渡り廊下等を設けるなどにより対応すること。）。
- (7) 感染症予防のため、便所の手洗い設備と園児の手洗い設備は別に設けること、また、便所の壁は天井までの壁等で仕切ることとする。
- (8) 園舎内のガラスには飛散防止のための対策を取るように努めること。
- (9) 保育教諭、事務員、調理員等（以下「職員等」という。）のための休憩室を設けるように努めること。
- (10) 園舎を新築、改修、増改築、改築、大規模修繕等を行った場合にはシックハウス対策としてVOC（揮発性有機化合物）の測定を行い国の示す指針値内であること（測定場所は少なくとも各階の保育室、職員室及び調理室とし、結果を使用前に川口市に提出すること。）。建物が分かれている場合においてはそれぞれについて行うものとする。
- (11) 体重を記録するために使用する体重計については、計量法（昭和26年法律第207号）第16条に規定する検定証印または基準適合証印が付されている特定計量器を使用し、同法に規定する定期検査を受検すること。
- (12) 法施行規則第2条に規定する子育て支援事業を実施する専用の場所を設けること。

（園庭に関する要件）

第12条 園庭については園児の発達に多大な影響があることから、設備運営基準に規定する面積以上を敷地内に設けること。また、敷地形状については平坦地であり、自由な遊びを阻害しないような広さ及び幅等を確保すること。なお、面積の算出においては次の各号に掲げる場所については必要面積に算入することができない。

- (1) 原則として屋根、バルコニーの下など屋外遊戯場の上に遮るものがある場所（既存の施設において園庭としている部分については園庭とみなすことができる。また、園舎を建替える場合においては、園庭面積が減少していない場合に限りなお従前のおり園庭とみなすことができる。）
- (2) 通路、狭小地、園児がまとまって活動できない細長い場所など集団保育に適さない場所

2 園庭については、1か所で確保することを基本とするが、2か所以上で設置

する場合、日常的に1つのグループとして活動を行う園児がまとまって活動できる場所については、合算した面積を園庭の面積とすることができる。

- 3 園庭は地上に設けるのが基本であるが、人口が多い場所など地域の実情に応じ園舎の屋上について以下の第1号から第5号までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。また、第5号の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等の観点を参考として、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されていること。なお、その場合においても、近隣住民に十分配慮したうえで、あらかじめ説明を行い理解を得ていること。

(1) 耐火建築物であること。

(2) 法第10条第1項に規定する主務大臣が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

(3) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。

(4) 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること。

(5) 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できると認められること。

- 4 前項の規定に関わらず、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、前項第1号から第4号までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

（運営方法）

第13条 設置主体及びその職員（以下「設置主体等」という。）においては、法その他法令等をよく理解したうえで適切に運営を行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の運営においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従い運営を行うこと。また、法令以外にも多くの通知が発出されていることから、常に設置主体等の責任により入手、確認し十分理解したうえで運営を行うこと。

- 3 幼保連携型認定こども園においては、満3歳以上の園児に教育及び保育を

一体的に行い、満3歳未満の園児に対して保育を行うほか、法施行規則第2条に規定する子育て支援事業を行わなければならない。

- 4 設置主体は、幼保連携型認定こども園の管理下における災害及び事故に備えるため、災害保険等に参加すること。また、幼保連携型認定こども園の過失等による賠償に備え、別途賠償責任保険等の加入に努めること。
- 5 設置主体は、家庭的保育事業等から川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第6条の規定による保育所等の連携の確保について要請された場合は積極的に協力するよう努めなければならない。
- 6 設置主体等は、園児及び入園しようとしている児童並びにその保護者について差別的な取扱いをしてはならない。

（職員）

第14条 幼保連携型認定こども園に、園長及び保育教諭を置かなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定する者のほか、法第14条第2項に規定する職員を置くことができる。
- 3 前項に規定する職員のうち常勤職員とは、当該施設の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であつて、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者をいう。なお、他の事業者から派遣を受けており、指揮監督権が当該設置主体にある者にあるものも同様の職員とみなすことができる。
- 4 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）（以下「保育教諭等」という。）は法第15条に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者をいう。
- 5 保育教諭等は常勤職員をもって確保することが原則であり望ましいが、幼保連携型認定こども園の円滑な運営を阻害せず園児数の変化に柔軟に対応すること等により園児の処遇水準の確保が図られると認められる場合においては、短時間勤務職員を充てることができる。なお、その場合においても、各組や各グループに1人以上（乳児を含む組又はグループにおいて、保育教諭等の配置が2人以上の場合は2人以上）の常勤職員を配置すること。
- 6 乳児を入園させる幼保連携型認定こども園においては、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1人に限って法附則第5条に規定する保育士とみなすことができるが、当該者は保育にのみ従事することができることとし、設備運営基準第6条第1項に定める学級ごとに担当する専任の保育教諭等（以下「学級担任」という。）になることはできない。

7 法附則第5条の規定により保育教諭等又は講師（幼稚園教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師）となつた者については、幼稚園教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が学級担任を、保育士の登録を受けた者が満3歳未満の保育に従事することが望ましい。なお、特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となつた者については、保育教諭等、助保育教諭又は講師となるための資格のうち、取得していないものの取得に努めている場合に限り、保育教諭等、助保育教諭又は講師として従事することができる。

8 調理業務を委託する施設であつて、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（平成28年1月18日府子第448号ほか）」を満たす場合においては調理員を置かないことができる。

（職員の配置）

第15条 設置認可及び運営時の園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）に直接従事する職員（本条（第2項及び第4項第1号を除く）、次条第8項及び別表1において「職員」という。）の数は、次の時間帯の区分に応じ、次の各号の通りとする。

(1) 教育標準時間（設備運営基準第10条第2号に定める「教育にかかる標準的な1日当たりの時間」を指す。） 次のア及びイを合計した数の小数点以下を切り上げて算出された数以上とする。なお、設備運営基準第5条に規定する学級を編制している場合においては、設備運営基準第5条第2項の基準に従い学級担任を配置する必要があることに留意すること。

ア 学級に所属する子ども 別表1左欄に掲げる園児の区分ごとに、園児数を同表右欄に掲げる職員の数で割り算出された数

イ ア以外の子ども 壁等で仕切られた保育室等一ごとに園児数を別表1左欄に掲げる園児の区分ごとに同表右欄に掲げる職員の数で割り算出された数（なお、年齢を異にする園児がいるグループにおいては年齢ごとに算出された職員の数を合計し切り上げるものとする。）

(2) 前号に該当しない時間 壁等で仕切られた保育室等一ごとに園児数を別表1左欄に掲げる園児の区分ごとに同表右欄に掲げる職員の数で割り小数点以下を切り上げて算出された数以上の職員を配置するものとする。なお、年齢を異にする園児がいるグループにおいては年齢ごとに算出された職員の数を合計し切り上げるものとする。

2 第1項の規定に関わらず、公定価格に係る職員の数は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号ほか）」により示されている職員数を満たすこと。

- 3 職員が他の職種等の業務を行っている時間は職員とみなすことはできない。
- 4 「認定こども園における利用園児がいない時間帯の職員配置の考え方について（令和2年2月21日府子本第143号ほか）」の趣旨に鑑み、幼保連携型認定こども園において、当該園の開所時間中に利用園児のいない時間帯が生じた場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、職員を配置しないことができる。ただし、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。

(1) 突発的な事由により、市又は保護者から園に対して至急連絡を取る必要が生じることに備え、例えば電話転送サービス等の活用や外部からの連絡に対応するための職員の配置などにより、少なくとも園の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者の希望に基づく園の利用が阻害されることがないように、十分に配慮すること。特に、職員の配置を不要とすることを目的に、保護者に対して、土曜日など預かる子どもが少ない日に登園させないよう依頼等を行うことがないこと。

(職員の配置に係る特例)

第15条の2 設備運営基準附則第6項から第9項までの規定による特例（以下「職員の配置特例」という。）の適用を開始又は内容の変更するときは、別に定めるところにより、あらかじめ特例実施申請書を提出し、市の承認を受けなければならない。

- 2 職員の配置特例の適用を終了するときは、別に定めるところにより、特例実施終了届出書を提出しなければならない。
- 3 設備運営基準附則第6項及び第8項に定める「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次の各号に定める者とする。
  - (1) 保育所（公立保育所を含む。）、認定こども園、幼稚園（公立幼稚園を含む。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所、地方単独施策による認可外保育施設において常勤職員として1年以上（非常勤職員の場合は通算1,440時間以上）乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者
  - (2) 児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育者
  - (3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）別紙に基づく子育て支援員研修（専門研修（地域保育コースのうち選択科目を地域型保育とする研修））を修了した者
- 4 前項第1号又は設備運営基準附則第7項の適用を受けて配置される職員は、適用を受けて勤務を開始した日から概ね1年以内に子育て支援員研修（専門研修（地域保育コースのうち選択科目を地域型保育とする研修））を修了した

ければならない。

- 5 多様な保育研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第19号）別紙4に定める家庭的保育者等研修の基礎研修又はこれに準じて行われた研修を修了した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、第3項第3号に定める者とみなす。
  - (1) 子育て支援員研修（基本研修）を修了した者
  - (2) 社会福祉士
  - (3) 国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が習得されていると市長が認める者
- 6 設備運営基準附則第7項を適用する場合、原則として、小学校教諭が行う保育は5歳児を対象とすることが望ましい。
- 7 職員の配置特例を適用する場合、以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日成保39・5文科初第591号ほか）」第4の2に定める賃金改善要件及び3に定めるキャリアパス要件を満たすこと。
  - (2) 設備運営基準附則第7項又は第8項の適用を受ける職員に対して幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得を促すこと。
  - (3) 幼保連携型認定こども園における教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する職員が行うことが原則であるということに鑑み、保育教諭など設備運営基準第6条第3項表備考第1号に掲げる職員が専門的業務に専念することができるよう、教育・保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は職員の配置特例の適用を受ける職員（以下「特例適用者」という。）が行うなど、業務負担の見直しを行うこと。
  - (4) 特例適用者を指導監督する責任者を選任するほか、職員間の連携が適切に確保されるよう、引き継ぎの徹底や職員ミーティングの開催など必要な対応を取ること。
  - (5) 可能な限り、職員1名に対して1名を超えた特例適用者を配置すること。
  - (6) 職員の処遇改善に配慮すること。
  - (7) 特例適用者は学級担任になることはできず、当該学級担任の補助としてのみ教育課程に基づく教育に従事することができること。
- 8 設備運営基準附則第7項又は第8項を適用する場合、特例適用者の数と第14条第6項の規定により保育教諭として配置された看護師等の数の合計は、設備運営基準第6条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

9 次の各号のいずれかに該当する施設においては、職員の配置特例の適用を認めないものとする。現に保育士の配置特例の適用を受けている施設が次の各号のいずれかに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 過去3年間の指導監査において、市長から勧告や改善命令等を受けた施設

(2) 設置認可を受けてから1年を経過しない施設（分社化や事業譲渡等に伴い、従前の設備及び職員の全てを引き継ぎ、かつ、施設種別を変更せずに新たに認可を受けた施設のうち市が認める施設についてはこの限りでない。）

(給食の提供)

第16条 園児に対する食事の提供については、2号認定子ども及び3号認定子どもについては、自園調理による方法により食事を提供すること。なお、1号認定子どもについて食事を提供することは各園の判断によるが、2号認定子どもと同様の扱いとすることが望ましい。

2 前項の自園調理による方法により食事を提供する場合においても、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」Ⅰ幼保連携型認定こども園における食事の提供に係る留意事項に規定する1及び2により食事の提供を行うこと。

3 設備運営基準第8条第1項第6号に規定する調理室及び調理室外に設ける設備については別表2のとおりとする。また、別表2で定めるもののほか、当該幼保連携型認定こども園の実情に応じた設備を設けること。

4 調理室を施設内に設ける場合は屋外に通じる専用の出入口を設けること。ただし、特段の事情がある場合においては、園児が通る経路と調理員の出入り、食材の搬入等の重複経路を最小限にすることにより専用の出入口を設けないことができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面により、出入口を設置できない理由と衛生管理について書面で協議し承認を得ること。

5 幼保連携型認定こども園における衛生管理については、「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）」別添大量調理施設衛生管理マニュアルに基づくこととし、設置については事前に保健所等と十分協議及び調整をすること。

6 第14条第6項の給食調理の調理業務を委託する幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」Ⅲに従い行うこと。また、あらかじめ契約書を取り交わし、受託事業者の労働争議その他の事情により業務の遂行が困難となった場合に備え、代行保証を設定すること。

7 前項の代行保証については、受託事業者と同一法人及び資本を同じくする

関連法人でないこと。

(給食の搬入の特例)

第17条 満3歳以上の園児については、設備運営基準第14条において準用する児童福祉施設設備運営基準第34条に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供できる。その場合においてもあらかじめ市長と協議し承認を得ること。なお、その場合においては、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」Ⅱ及びⅣに従い行うとともに、あらかじめ契約書を取り交わし、受託事業者の労働争議その他の事情により業務の遂行が困難となった場合に備え、代行保証を設定すること。

2 前項の代行保証については、受託事業者と同一法人及び資本を同じくする関連法人でないこと。

3 第1項の方法により、食事を提供する場合においても、園舎内に加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けなければならない。

(園則に記載すべき事項)

第18条 幼保連携型認定こども園は法施行規則第16条に規定されている園則をあらかじめ定めておくこと。また、園則には次の各号に定める事項についても記載すること。

(1) 個人情報保護

(2) 平等原則

(3) 連携施設（連携施設を設定する場合のみ）

(4) 相談・苦情を処理するために講ずる措置の概要

(5) 各施設において必要と認める事項

2 前項の園則のうち、園児及び入園しようとしている児童並びにその保護者にとって重要なものについては、重要事項として説明し事前に同意を得ること。なお、その内容を変更する場合についても同様とする。

(非常災害対策)

第19条 設備運営基準第14条において準用する児童福祉施設設備運営基準第6条に規定する非常災害対策については、あらかじめ計画を策定し、風水害、地震、火災等のケースに応じた実施計画及び避難計画を定め、保護者に周知するとともに幼保連携型認定こども園の分かりやすいところに掲示するなど災害時に実際に行動できるようにしておかなければならない。

(分園の設置)

第20条 分園の設置については、「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合について（平成28年8月8日府子本第555号ほか）」によること。

2 本園と分園については、一体的な運営を行うものとする。

- 3 分園を設置する場合には、計画の段階においてあらかじめ市長と協議をすること。

### 第3章 審査基準

(認可申請)

第21条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）から設置認可に関する申請があった場合には、次の各号に掲げられた基準により審査する。

- (1) 設備運営基準で定める基準に適合していること。
- (2) 法第17条第2項各号に掲げられた基準のいずれにも該当しないこと。
- (3) 設置認可を受ける幼保連携型認定こども園の年間運営費見込額の12分の1に相当する額以上の資金を、普通預金、当座預金等の換金しやすい方法によって有していること（資金は借入れによる調達方法でないこと。）。
- (4) 幼保連携型認定こども園の運営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること（次条に定める場合を除く。）。
- (5) 地域社会に貢献するため、設置準備段階より地域から受け入れられるように十分な計画を立て、また設置後も計画の実行のために積極的に取り組むこと。

### 第4章 不動産を借用して設置する場合

(不動産を借用して設置する場合の審査基準)

第22条 設置主体は幼保連携型認定こども園の運営に直接必要な全ての不動産について所有権を有しているか国又は地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（平成26年12月18日府政共生第743号ほか）」の規定により、次項から第6項の要件を満たす場合においては、民間等からの借用により幼保連携型認定こども園を設置することができる。なお、その場合においても原則として抵当権等の担保権及び運営に支障となる権利が存在しないこと。

- 2 教育上、保育上及び安全上支障がないと認められること。
- 3 次の表の左欄に掲げる設置主体に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすこと。

設置主体	要件
学校法人	(1) 次のいずれかに該当すること。 ア 長期にわたり園地及び園舎を使用できる保証があ

	<p>る借用であること。</p> <p>イ 園が目指す教育・保育内容を実現するために園地及び園舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由があること</p> <p>(イに該当する場合は、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。)</p>
社会福祉法人	<p>(1) 貸与を受ける土地又は建物については、地上権又は賃借権設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。</p> <p>ア 土地及び建物の両方の貸与を受ける場合には賃貸借期間が10年以上であること(やむを得ず土地又は建物若しくはその両方に抵当権を設定する場合には、第三者への対抗要件を備えること。また、その場合においてはあらかじめ市長と書面にて協議すること。)</p> <p>イ 土地の貸与を受ける場合において、貸主が埼玉県住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合</p> <p>(2) 賃借料が、地域の水準に照らして適当な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。</p>

- 4 補助金を受けて施設整備を行う場合の貸与を受ける期間は、建物の構造ごとに厚生労働省及び文部科学省が定める財産処分制限期間以上の契約期間であるか、財産処分制限期間以上の契約を妨げる契約でないこと。
- 5 協議開始時に既に抵当権(元本確定している根抵当権を含む。)が設定されている土地、建物及びその両方(建物を賃借する場合の敷地も含む。)の貸与を受ける場合は、あらかじめ市長と協議し、承認した場合に限り幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- 6 園舎の建替えなどにより一時的に土地を賃借する場合には前項までの規定を適用しないことができる。

第5章 事前協議、設置認可等  
(事前協議)

第23条 法第17条第1項の規定により設置認可を受けようとするものは、円滑に設置認可事務を行うためあらかじめ設置主体等の内部で十分な協議を行ったうえで、書面にて市長と協議しなければならない。

2 前項の提出済みの協議書（それに代わるものを含む。）に軽微な変更が生じる場合は、あらかじめ市長へ報告し承認を得ること。なお、軽微な変更以外の場合は計画全体を新たな協議として取扱うものとする。

（内容変更の協議）

第24条 法施行規則第15条第2項の内容の変更の届出を行う場合においては、変更の内容が園児に影響があることに鑑み、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 変更の内容が「保育所等施設一覧表」に記載する内容など重要なものについては、原則として年度途中での変更は認めない。また、変更する前年の7月末までに協議を完了すること。

（廃止または休止の協議）

第25条 廃止又は休止をしようとする者は、保護者及び周辺住民等に対して重大な影響があることから、廃止又は休止をしようとする日から相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

（設置認可申請及び廃止又は休止の申請並びに届出事項の変更の手続）

第26条 設置認可申請及び廃止又は休止の申請並びに届出事項の変更の届出については、川口市の定める書式にて申請又は届出を行うこと。また、必要に応じて資料等を添付すること。

## 第6章 その他

（担保の提供等）

第27条 設置主体が幼保連携型認定こども園の運営に必要な不動産について、これを処分し、取り壊し、貸し付け又は担保に供する場合はあらかじめ市長の承認を得ること。各法人の定款で規定する方法により担保に供する場合はこの限りではないが報告を行うこと。

2 前項の担保に供することができる場合は抵当権設定のためであり、次の各号のいずれかの場合に限る。その場合において、借入金の償還計画が設置主体の経営状況や今後の事業収入、法人に対する寄付金収入の見込み等から確実に返済できると認められ、かつ、借入先が公的団体又は確実な民間金融機関であること。また、評議員会、理事会等法人として借入金の目的及び担保提供の必要性について意思決定がされており、その議事録が整備され法人の所轄庁の承認を得ている若しくは得られる見込みがあること。なお、いずれの場合であっても、国又は地方公共団体の補助金を受けて整備した又は整備する予定

の建物及び構築物については、担保権等の設定前に、補助金交付要件に基づく財産処分の承認を得ること。

- (1) 既に設置認可を受けた幼保連携型認定こども園において、当該幼保連携型認定こども園の整備等に必要の借入であり、担保に供する以外の方法で資金の調達手段がない場合
- (2) これから設置認可を受けようとする幼保連携型認定こども園について、当該幼保連携型認定こども園の土地の購入及び施設の建設に係る借入であり、担保に供する以外の方法で資金の調達手段がない場合

3 現に設置されている幼稚園又は保育所の用に供する土地及び建物について、当該幼稚園又は保育所の所轄庁より抵当権等の制限物権の設定を認めるといふ取り扱いを受けている場合において、次の各号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、引き続き抵当権等の制限物権の設定を認めることを原則とする。ただし、現に設置されている幼稚園又は保育所の土地又は建物に根抵当権が設定されている場合には、第23条第1項の規定による協議書の提出を行う前までにその旨を申し出たうえで、別に定める日までに当該根抵当権を抹消することとし、これから設置認可を受けようとする幼保連携型認定こども園の土地又は建物についても根抵当権を設定しないこと。

- (1) 当該幼稚園又は保育所について、その設置主体である学校法人又は社会福祉法人が、新たに幼保連携型認定こども園の設置主体となる学校法人又は社会福祉法人に対して事業譲渡を行う場合
- (2) 当該幼稚園又は保育所について、その設置主体である学校法人又は社会福祉法人が、当該土地又は建物を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合

4 前項に定める要件を満たす場合であっても、国又は地方公共団体の補助金を受けて整備した又は整備する予定の建物及び構築物について、補助金交付要件に基づく財産処分の承認を得ることができない場合は、抵当権等の制限物権の設定を認めないものとする。

(虚偽の申請等)

第28条 事前協議、設置認可申請その他内容に虚偽があった場合には設置認可をしないことがある。

(情報の提供)

第29条 幼保連携型認定こども園の設置主体等は法第28条に規定する教育・保育等に関する情報を提供するため、必要な資料を提出しなければならない。なお、当該情報の内容を変更する場合においても同様とする。

(報告の徴収)

第30条 幼保連携型認定こども園の設置主体は、法第30条の規定により、毎

年、市長が定める日までに、当該幼保連携型認定こども園の運営の状況について報告しなければならない。

(その他)

第31条 設置認可に関して必要な事項は、この要綱に定めるもののほか必要に応じて市長が別に定める。

2 設置主体等は、法第19条の規定により法を施行するために必要があると認める場合において、設置主体等は市長又は幼保連携型認定こども園の事務に従事する職員から当該幼保連携型認定こども園の設置運営について質問を受けた場合には、的確に回答しなければならない。なお、必要に応じて証拠書類を提出すること。

3 第1条より前条までの例外規定については、規定の趣旨をふまえて適用するものとする。また、その場合においては、例外規定について最小限の適用とすること。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、決裁の日から施行し、適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正後の川口市幼保連携型認定こども園設置認可等基準要綱第23条第3項の規定は、この要綱の適用の日以後に設置認可、認可内容の変更等を行う幼保連携型認定こども園について適用し、この要綱の適用の前日に設置認可、認可内容の変更等を行った幼保連携型認定こども園については、なお従前の例による。

別表1

園児の区分	職員数
満1歳未満 (0歳児クラス)	3人につき1以上
満1歳以上満2歳未満 (1歳児クラス)	5人につき1以上
満2歳以上満3歳未満 (2歳児クラス)	6人につき1以上

満3歳以上満4歳未満 (年少)	17人につき1以上
満4歳以上満5歳未満 (年中)	27人につき1以上
満5歳以上(年長)	27人につき1以上

※第15条第1項第1号アの計算に際しては、「満4歳以上満5歳未満(年中)」と「満5歳以上(年長)」が同じ園児の区分に属するものとみなす。

別表2

調理室内に設けるように努めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の手洗い(他の職員等が使用する手洗いと区別すること。下処理室がある場合には下処理室にも設置すること。なお、当該手洗いについては感知式であることが望ましい。)</li> <li>・冷凍冷蔵庫(庫内温度が表示されるものが望ましい)</li> <li>・保存食用冷凍庫</li> <li>・食器消毒保管庫</li> <li>・シンク(2ヵ所以上が望ましい)</li> <li>・コンロ</li> <li>・調理台</li> <li>・窓がある場合には網戸(窓が開かない構造になっている場合は不要)</li> <li>・専用の空調設備及び換気設備</li> </ul>
調理室内に設けることが望ましいもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包丁殺菌庫</li> <li>・オーブンレンジ</li> <li>・棚及び戸棚</li> </ul>
調理室外に設けるように努めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検収室もしくは検収スペース</li> </ul>
調理室外に設けることが望ましいもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下処理室</li> <li>・調理員用トイレ(専用のものが望ましい)</li> <li>・給食を運ぶ専用の小型物専用昇降機</li> <li>・調理員専用の休憩室、更衣室</li> </ul>

様式

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者  
所在地  
法人名  
施設名  
代表者名

### 外部搬入実施誓約書

満 3 歳児以上の園児に対する給食の提供について、以下の次の各号に掲げる要件を満たし外部搬入することを誓約いたします。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が委託する認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制の確保及び調理業務の受託者との契約内容を確保いたします。
- (2) 委託する認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にするなどの方法により、栄養士による必要な配慮を行います。
- (3) 調理業務の受託者を、委託する認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者いたします。
- (4) 園児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じます。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めます。

※以上の内容を明確にした契約書を添付いたします。